

釧路司法書士会報

Vol.133

2021

March

3

月号



釧路地方法務局長寄稿 釧路土地家屋調査士会会長寄稿ほか

発行所／釧路市宮本1丁目2番4号 釧路司法書士会 編集／会報編集委員会

133号目次

CONTENTS

- 3** 近年の登記制度の動向等について
釧路地方法務局局长 村 井 誠
- 4** 新年のご挨拶
釧路司法書士会会長 佐 渡 正 幸
- 5** 年頭の御挨拶
釧路土地家屋調査士会会長 丸 尾 教 綱
- 6** 会報への追憶
釧路司法書士会元会長 新 藤 直
- 7** 過去・現在・未来
釧路司法書士会元会長 中 村 圭 佐
- 8** 時代の趨勢
釧路司法書士会元会長 神 津 莊 平
- 9** 釧路司法書士会の過去、現在、未来について
釧路司法書士会元会長 尾 越 弘 典
- 10** 写真で見るイベント
「相続登記はお済みですか？」無料相談会を開催について
- 11** 釧路司法書士会 会員の動き
- 12** 釧路司法書士会 業務日誌
- 14** 編集後記



近年の登記制度の動向等について

釧路地方法務局局长 村 井 誠

釧路司法書士会会員の皆様におかれましては、平素から不動産登記及び商業・法人登記に関する登記行政の運営につきまして、多大な御理解と御協力を賜り、心から感謝申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、世界規模で社会経済活動に深刻な影響が生じています。

会員の皆様におかれましては、感染防止に万全を尽くし業務に当たられますようお願いいたします。

さて、この度、貴会会報誌への寄稿の機会を頂きました。

テーマは、「近年の登記制度の動向等について」とのことですので、近年の法務省・法務局関連の業務に関する三つの施策について、紹介させていただきます。

一つ目は、円滑な不動産取引や公共事業の実施などに支障を来している所有者不明土地問題についてです。

所有者不明土地のうち、表題部所有者の氏名・住所が正常に記録されていない変則的な登記となっている土地(以下「表題部所有者不明土地」という。)は、所有者不明土地の中でも取り分け所有者の探索に時間、労力及び費用を要する種類の土地であることから、表題部所有者不明土地を解消するため、令和元年11月22日に「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律」が施行され、登記官による表題部所有者不明土地の所有者等の探索及び当該探索の結果に基づく表題部所有者の登記を行う作業を開始しています。

表題部所有者不明土地解消作業では、会員の皆様にはその核となる相続人調査業務について御協力いただく場面もございますので、その際には御理解と御協力を賜りますようお願い

願いたします。

この事業は、全国で行われていますが、引き続き、会員の皆様の御尽力で解消作業が進められ、復旧・復興を始めとする公共事業の円滑な実施や安心・安全に寄与されることを期待しています。

二つ目は、法務局における遺言書保管事務が開始されたことです。

昨年7月10日から「法務局における遺言書の保管等に関する法律」が施行され、同日から全国の法務局において遺言書保管事務の取扱いが開始されました。

本制度は、これまで自筆証書遺言に係る遺言書は自宅で保管されることが多く、遺言書の紛失や亡失、相続人による遺言書の廃棄、隠匿、改ざんが行われるおそれがあることから、本制度が創設され、自筆証書遺言を保管する公的機関として、法務局が行うこととされたものです。

法務局で保管する利点は、①全国一律のサービスが提供できること、②プライバシーを確保できること、③相続登記の促進につながるなどがあり、所有者不明土地問題の解決にも一定の役割を担う制度ですので、会員の皆様におかれましては、遺言書保管事務の円滑な運用への御理解と御協力をお願いいたします。

三つ目は、オンラインによる登記申請手続についてです。

現在、政府全体で行政手続におけるオンライン利用を推進しており、当局においても、登記情報システムを昨年1月にバージョンアップする等、登記、供託手続等のオンライン申請の利用促進に取り組んでいるところ、登記申請に関する利用率は着実に向上している状況にあります。

これもひとえに、会員の皆様の御理解と御協力によるものであり、感謝申し上げます。

貴会におかれましても、オンライン申請の未導入者への利用及び書面申請との併用者への更なる利用の働き掛けについて御尽力いただいているところですが、今後も、より一層の利用拡大につき御協力をお願いいたします。



新年のご挨拶

釧路司法書士会会長 佐 渡 正 幸

会員の皆様、こんにちは。新年号という事なので、遅ればせながらではありますが、新年明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

また、日頃より釧路司法書士会並びに司法書士制度の発展のために、会員の皆様には多大なるご理解そしてご協力を賜りますことに、心より厚く感謝御礼申し上げます。

さて、昨年2月初旬から発症いたしました新型コロナウイルスの感染拡大により、私達の生活も仕事も、そして当会の職務も全て様々なコロナ感染防止の制約を受けた中で1年となってしまいました。

既に1年近く経つわけではありますが、都心部では緊急事態宣言が発令され、未だ猛威を振るっている状況であり、終息の目途も見えないわけがあります。

会員の皆様には置かれましては、一層のコロナ感染防止に努めて頂き、健康に生活及び職務に勤めて頂ければと思っております。

まずは、相続登記相談センターの件ですが、昨年の12月1日に北海道ブロックの4会において一斉にスタートをさせていただきました。TVコマーシャルもブロック主催で、年末から年始にかけて放映いたしました。

ご覧になった方も多くいるのかと思います。

当会は、経費及び人材の関係上、新たに相談センターを立ち上げる訳ではなく、従来の

す。

最後になりましたが、司法書士業務に対する国民の信頼と期待が大きくなる中、皆様が地域社会に貢献されますことを御期待申し上げますとともに、釧路司法書士会のますますの御発展と、会員の皆様方の御健勝を祈念いたします。

総合相談センターの中に特別枠として設置する形態でスタートさせていただきました。

ホームページも相続相談センターのページを新たに設けて運営しております。

その業務内容としては、月1回の会場相談にプラスして、随時の各事務所での相談を始めております。各支部役員並びに会員の皆様には、ご苦勞をお掛けしておりますが、今後の相続手続きが増加していくことを見据えた中で、法律家として司法書士が相続、特に登記手続きに関しては一番の専門職能としての地位を一層高め、信頼を一層獲得していくために、全国一律に連合会が先導した中での事業でありますので、会員の皆様にはより一層のご理解とご協力を賜りますことを切望いたします。

次に、本年度の会務全般についてですが、コロナ感染の影響により、総会、理事会、研修会など多くの事業の開催の見合わせ、またはリモートでの開催となったことが多くあり、会員の皆様には大変ご迷惑をおかけしたと思っております。

今後もこのコロナ感染が続く状況になると思われますので、一般会計の余剰金や連合からの助成金を利用して、事務局や諸会議、研修会のIT化に支出し、会員皆様の職務の利便性や効率化の向上に繋がるよう検討をしていきたいと思っております。

また、令和4年度に司法書士制度150周年

を迎えるにあたり、連合会としても本年度より大々的な広報活動を展開する予定になってますが、当会と致しましても、広報分野に力を入れて事業展開が出来るよう検討していきたいと思っております。

その他、所有者不明土地問題、相続登記の義務化、登記原因証明情報の作成認証権限など、様々な新たな制度変革にもいち早く対応し、その情報を発信して会員の皆様の職務に

支障をきたすことなく、国民の期待に応えられるよう、そして司法書士としての使命を十分に発揮できるよう努めていきたいと思っております。

最後になりますが、現在もこのコロナ禍の状況でありますので、特に会員皆様のご健康とご多幸を心よりご祈念し、新年の挨拶とさせていただきます。

本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。



年頭の御挨拶

釧路土地家屋調査士会会長 丸尾 教綱

新年明けましておめでとうございます。

釧路司法書士会会員の皆様に、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

日頃より土地家屋調査士制度にご理解とご協力を賜り、心より厚く御礼を申し上げます。

昨年は、我々土地家屋調査士制度の制定70周年で、日調連が費用の一部を負担して周年記念事業を行いました。

この事業は「登記創造プロジェクト」と位置づけられ、当会は国の有形文化財に登録された釧路市内の『旧五十嵐家』建物増築登記と、現在は駐車場となっている場所にあった建物の滅失登記を行わせていただきました。

併せて3Dスキャナーを駆使した3次元データも作成し、この建物を管理されている『旧五十嵐家住宅保存の会』へ納めることが出来ました。

本年1月29日に北海道新聞朝刊にて、広告と同時にご案内をさせて頂きましたので、目にされた方もいらっしゃるかと思います。

当会のこれからのことになりますが、昨年の夏土地家屋調査士法改正に伴い、連合会会則により義務化された研修として『年次研修』が始まります。

この研修は日本全国の会員が5年に一度、必ず受講しなければならないもので、将来的

には未受講の会員に対する「懲戒処分」も想定されています。

この『年次研修』に限らず、本会主催の研修会への不参加についても、本会としての動静を考えなくてはならない時期に来たと思っております。

さて国内に目を向けていきますと、昨年も九州地方の一部では豪雨により球磨川などの河川が氾濫し、浸水被害が大きかったことは記憶に新しいところです。

毎年どこかで風水害・地震などの被害を見聞きし、自分たちも大変な状況に陥ることを想定しなければならない時期に来ております。

本会会報にも同じことを書きましたが、我が『釧路会』も他人事ではありません。

いつ何時わが身に起こるかもしれないことを想定し、公助を待つまでもなく、本会及び会員の共助・自助により、被災会員の早急な業務の復活をお手伝いするため、本会による『大規模災害対策基金の創設』も喫緊の課題だと考え、取り組みを開始すべき時期と考えております。

最後になりましたが、釧路司法書士会様の益々のご発展と、会員皆様方のご健康・ご多幸を祈念いたしまして新年の挨拶とさせていただきます。

ここで「オンライン登記申請」についての閑話休題です。

先日、合筆直後に所有権移転登記が控えている事件がありましたので、ここぞとばかりに「登記識別情報通知をオンラインで受け取る」ことを試してみました。

何分にも初めてのことであり、経験者のレクチャーを受けてから合筆登記を申請したのですが、このレクチャーを受けていなければ大変なことになっていたと、今になって思う次第です。

まず「電子公文書一括取得用（土地合筆・分合筆、建物合併・建物合棟の4種類で暗証番号も送信）」の申請様式でなければダメなところ、通常の申請書様式で合筆登記の申請を行うところでした。通常の申請様式だと「登記識別情報通知」は受取れないようです。【前田副会長、レクチャー有り難うございました。】そして登記が完了しました。

登記識別情報通知を印刷させようと、登記完了証と同じように「PDF」を保存フォルダーに書き出してPDFファイルを開きました。

ところが『所在地番、受付年月日、受付番号は表示されたのに12桁の英数字とQRコードが表示されない!? 大変だ! もしかして、表示方法を間違ってもう印刷もできない?』と焦りました。

ここで初めて「ヘルプ」を見に行き、登録情報の表示方法を確認したところ、ようやく登録情報の表示方法が解ったのです。

『表示も印刷もでき、無事納品まで終了いたしました。』

申請時に「ドキドキ」、完了印刷時はもっと「ドキドキ」して、大分心臓に負担を掛けました。

『不明なときはヘルプを先に読むべきですね。』身に染みました。



会報への追憶

釧路司法書士会元会長 新 藤 直

思いおせば、昭和31年の法改正により司法書士会に強制加入制度が取り入れられ、釧路司法書士会は130余名の会員が加入する団体となった。しかし、限られた少ない情報しか入手することができない状況にある各地の司法書士の指導者は、会員の指導連絡、業務の改善、会員相互の意思の疎通を図ることの方策を模索し、その方法を検討していたが、その実現は容易に成し遂げられなかった。

それから、凡そ10年を過ぎた、昭和41年12月に開催された釧路司法書士会の理事会及び支部長合同会議が、かねてよりの懸案であった会の機関誌として「釧路司法書士会会報(以下「会報」という。)」を発行したいとの提案がなされた。その手順として、創刊号は、企画部提案の「会報発行要綱案」を土台にして、

企画部長が編集を担当し、第2号からは、会員総会に諮り、専任の編集長を任命して、会員各位の理解と協力を得て、内容の充実を図って行くことと決議したことにより、釧路司法書士会の会報の歴史は始まった。

創刊号は、昭和42(1967)年1月20日付で発行されているので、既に半世紀を過ぎ、現在132号を数えているが、会報は、釧路司法書士会及び会員の歩んだ足跡が記されており、貴重な歴史的価値を有する資料である。

会報の内容は、そのときどきの時代における会執行部の考え方によって、多少の違いはあるが、当初の発行要綱に主眼が置かれた構成が引き継がれている。

会報は、会員から寄せられた貴重なご意見や豊富な経験談などの投稿、更には、釧路

地方法務局局長をはじめ局の役職にあった職員、登記官の方々のご理解と貴重な多くの投稿をいただいたことに加え、何よりも編集にたずさわった委員各位のご苦勞と会報発行に対する熱意が、会報を支えて来たと思う。

某編集委員の編集後記のなかに、会員の活動のないところにニュースはない。会報は、会報編集委員により作りあげられるものではなく、活発な会の活動と旺盛な会員意識があれば、自然と内容のある紙面となる旨の記述があった。これこそ会報委員の心情を如実にあらわした名言であると言えよう。

過日、何十年ぶりかで手元に保存する会報の一部に目を通す機会を持った。当時の、当会の運営に当たられた会長をはじめとする役員や共に語り合った同僚、会員との間に交わされた将来における司法書士制度、その展望に対する意見、要望など楽しかった語らいの一つ一つが懐かしく思い起こされたが、残念なことに、その当時の会員の多くの方々が既に他界されており、再び談笑する機会のないことにさびしさが込みあげて来た。

会報の中で心に残る記事として、強いてその一つを挙げるとすれば、北見支部長であった浜清先生が投稿された、国後島から決死の覚悟と行動により持ち返られた登記簿にまつわる記述を挙げたい。

浜先生には、昭和44年の総会に次いで行われた納沙布岬への観光のバスの中で直接お話を伺ったこともあり、日本司法書士連合会発行の日本司法書士史（昭和戦後編）や連合会の会報等にも記述されている。浜先生の快挙は、政府が毎年2月7日に定めた「北方領土の日」が、来るたびに思い起される。戦後80余年を過ぎても解決のきざしが見えない、国民の悲願である北方領土の返還への願いにも、つながるものと考えているからである。

与えられた紙数にも限りがあるので、私の昭和58年5月から8年間にわたる会長在任中についての記述は割愛させていただき、当時、私を補佐していただいた副会長をはじめとする役員、会報編集委員、更には、会員各位のご支援とご協力に感謝を申し上げて筆を置く。



過去・現在・未来

釧路司法書士会元会長 中村圭佐

私は、平成14年5月から平成21年5月まで釧路司法書士会の会長を務めました。

それは、前会長の坂田譽雄先生に無理を言って、1年長く勤めていただいた後のことでした。

当時は、不動産登記のオンライン申請、簡裁代理権の取得等、従来の司法書士業務の内容が大きく変わる時期でした。

新しい業務に十分応えられなければ、司法書士の社会における存在感を失うと考えていました。

東京で開催される会長会も通常であれば年3回のところ年5回もありました。

北海道ブロック内の事業では、司法過疎における、どさんこ基金活用による司法書士の開業支援に努力しました。

このように司法書士の事務所の形態や仕事の進め方も変わりましたが、市民・依頼者に対する接し方は変わっていません。

釧路司法書士会の良いところは、若い執行部に対し、先輩先生方が文句を言うことなく、お手伝いするところにあります。

執行部や若い会員の方々は、熱意を持って方向性を定めて下さい。応援しております。



時代の趨勢

釧路司法書士会元会長 神津 莊平

釧路司法書士会の「過去、現在、未来」について、原稿依頼をいただきました。

私が語れるようなものではありませんが、思いつくまま記しているところです。

現在、新型コロナウイルス（国内感染者数37万6228人 1月27日現在）による世界的災禍の中、役員の皆様のご苦労はいかほどかと拝察いたしております。

釧路会の運営も皆様の叡智によって新たな方法で乗り越えて行くことと信じております。

まずは、個々が感染しないように充分注意していただき、会員へのご指導等宜しくお願い申し上げる次第であります。

釧路会の過去につきましては、会報によってその歴史を知ることが出来ます。

創刊号は、昭和42年1月20日付で発刊されておりますが、第2号の最後の頁に「今年の総会で会報発行の提案は認められなかった」が、「理事会が発行にふみ切った」ことが記されておりました。

当時の役員の皆様の苦渋の選択であったことを伺い知ることが出来ます。

それ以前の記録はわかりませんが、昭和10年の司法代書人から司法書士に変わった頃からの記録も「時代の趨勢」として残せればと願っているところであります。

昭和31年改正で司法書士会の強制設立、全員加入、昭和42年改正で司法書士会及び連合会に法人格が与えられた訳ですが、この年に、会報が創刊されています。

私は平成21年から4年間釧路会の会長としてその任を受けましたが、それまでに群馬司法書士会事件などもあったことから重責を強く感じていたところでありました。

今年も2月7日の「北方領土の日」がやっ

て来ます。

平成21年6月の連合会定時総会で、釧路支部からの根室支局を中標津出張所に統合阻止の申出を受け、釧路会、北海道ブロック司法書士協議会で承認を得て、釧路司法書士会が提案した「北方領土返還要求運動の拠りどころである釧路地方法務局根室支局の存続を求める決議」が全会一致で可決され（現在、連合会ホームページに掲載）、根室支局存続の一助となったことは嬉しい思い出の一つであります。

対外的にも対内的にも私の能力を超えておりましたが、当時の役員の皆様のご協力により無事に任期を終えることができ、深く感謝致しております。

会報については、東京会、大阪会など市民向けの広報誌を発刊し「身近な法律家」を知ってもらう行動をしているようです。

身近な法律を理解していただくとともに、司法書士を利用してもらうためにも必要なことかもしれません。

また、釧路会の歴史を刻む意味でも創刊号から現在まで続く会報の目的をもう一度見直してみる必要もあろうかと思われまます。

さて、未来はどうだろうか？

人工知能（AI）による特定分野における定型的な処理は人間の能力を超えることにもなるようにも思われ劇的な変化があるかもしれません。

釧路会はこれを見据えて、司法書士の将来と会員の指導に当たることになろうと思われまます。いつの時代も求められる存在であれば新たに先が見えてくると思います。

釧路司法書士会の今後益々の発展を信じております。



釧路司法書士会の過去、現在、未来について

釧路司法書士会元会長 尾越弘典

司法書士制度が誕生したのは明治5年、今から約140年前に当時は「代書人」と呼ばれ、その後司法代書人となり、昭和10年司法書士法が制定され「司法書士」が誕生しました。

私の祖父尾越孝吉が大正14年に司法代書人となり、父尾越勝典が昭和17年から平成7年まで司法書士を生業としてきました。昭和53年国家試験制度が導入され、私は昭和58年度の試験に合格し、翌年2月に釧路司法書士会へ入会しました。

当時の会員数は、119名釧路会のエリア（釧路、十勝、北見、網走、根室）が広大で各役員、理事、各委員会の役割は大変で、当時は総会や理事会の資料作成その他いろいろな書類の印字もタイプライター等で対応していたので、非常に時間が掛かっていたと記憶しています。すべての書類を郵送で行っていたので、事務局員の仕事は膨大だったと思います。総会、理事会、委員会は天候が悪くても、開催場所まで行かなければならず大変な思いをしたことを覚えています。

現在は、リモートによる会議、研修会、委員会など遠隔地まで足を運ばなくても良いから、以前に比べると出席、参加しやすくなったように思われますが、一堂に会して議論意見交換することも必要な時があると思います。

定時総会の時は、終了後の懇親会が楽しみで、酒を酌み交わし各支部会員との公私交流に花が咲き、普段は聞くことのできない大先輩の苦労話や経験談、趣味の話で盛り上がり夜中まで親睦を深めたことも良い思い出です。ここ最近では、総会後に宿泊する会員も少なくなり、昔のような会員同士の交流や親睦が少なく人間関係が希薄に思われます。

昨年来の新型コロナウイルス感染症のこともあり、なかなか難しいと思いますが、コ

ロが終息に向かったときは、その様な機会を楽しみにしたいと思います。

私は、昭和62年から釧路司法書士会の総務担当理事、経理担当理事として20年間、副会長、会長として11年間釧路司法書士会に係わってきましたが、どの会長も会長人事には大変苦勞をしていました。会長は、釧路支部か十勝支部から選出することが当然のようになっていたようですが、会員の中には地域に関係なく会長候補を選出すべきとか、各支部から輪番で選出すべきとの声もありましたが、なかなか難しく現在に至っていると思います。

全国の司法書士会のうち北海道だけが、札幌、旭川、函館、釧路の4つの司法書士会となっていますが、札幌以外の司法書士会は、会員数の減少もあり、将来は札幌司法書士会に統合して北海道司法書士会となり、そうなるに我が釧路司法書士会は、北海道司法書士会釧路支部となるのではないだろうか。

しかし、他県と違い北海道の広大な面積を考えると難しい問題かな。

これは、当職の戯言と思っただきたい。

釧路司法書士会は、昭和55年7月から、釧路土地家屋調査士会と合同で現在の釧路市宮本町に事務局を構え40年を越えようとしています。

以前より、別の地に単独事務所を移転する話もあったが、なかなか進まなかった。建物の老朽もあり、本格的に考える時期ではないでしょうか。

永年にわたり登記制度の専門家として業務を行ってきましたが、ここ数年AI技術の波が我が業界にも押し寄せ、業務の効率は良くなってきましたが、依頼者との信頼関係を大切に「頼り甲斐のある司法書士」と言われるように業務に邁進したいと思っています。

写真で見るイベント

無料法律相談会



釧路市生涯学習センター
(まなぼつと幣舞)
令和3年2月21日(日)



中標津町総合文化会館
(しるべつと)
令和3年2月21日(日)

「相続登記はお済みですか？」無料相談会を開催について

2月21日日曜日に釧路市生涯学習センター（まなぼつと幣舞）と中標津町総合文化会館（しるべつと）にて「相続登記はお済みですか？」無料相談会を開催しました。

相談会には総勢11件の相談者が訪れ、釧路支部の会員7人が対応しました。

10時半から予約が入っており、各司法書士が相談に応じ、市民の不安を解決できたのではないかと思います。

会場には新型コロナウイルス感染症対策としてアルコールや消毒用ウエットティッシュを準備の上、万全の対策に臨みました。

コロナ禍ではありましたが司法書士が出向いて、相談に応じることは相談者の不安をしっかりと解決できる素晴らしい活動です。これからも地方において少しでも市民の不安を解決できる相談会を増やしていければと思います。

担当された司法書士の皆様、お疲れ様でした。

釧路司法書士会 会員の動き

令和3年3月5日現在

*入会



●池田 義弘 殿 (北網支部)

登録年月日 令和2年11月18日
 登録番号 釧路第253号
 事務所住所 〒090-0832
 北見市栄町2丁目1番地14
 電話番号 (0157) 61-1574
 FAX番号 (0157) 61-5348



●水城 優花 殿 (十勝支部)

登録年月日 令和3年2月9日
 登録番号 釧路第254号
 事務所住所 〒080-0802
 帯広市東2条南13丁目19番地
 まるせん第二ハイム1階
 電話番号 (0155) 67-1375
 FAX番号 (0155) 67-1376

*退会

●海田 政弘 殿 (北網支部)

退会年月日 令和2年12月31日
 登録番号 釧路第245号

*変更

●赤堀 彰治 殿 (釧根支部)

令和3年1月5日受付
 事務所住所 〒085-0052
 釧路市中園町19番1号
 電話番号 (0154) 22-3655
 FAX番号 (0154) 22-3655

釧路司法書士会 業務日誌

10月

October

- 1日(木) 福祉医療機構事務処理 於：事務局
- 8日(木) 補助者申請【司法書士法人金田剛事務所：大崎博殿・徳永亜弥殿・丹羽由見子殿
中村莉奈殿・藤野沙耶香殿】
- 10日(土) ②業務研修会（北見市民会館）
- 15日(木) } ①会長会（日司連ホール） Web参加（佐渡会長）
- 16日(金) }
- 17日(金) ②業務研修会（とちちプラザ）
- 20日(火) 一日合同行政相談 10：00～16：00 於：釧路市交流プラザさいわい
（中村支部長）
- 23日(金) 一日合同行政相談 10：00～16：00 於：市民活動センター（笹島会員）
- 24日(土) ②業務研修会（釧路生涯学習センターまなぼっと）
- 29日(木) 登録委員会（書類確認） 於：事務局（志築理事・西山理事）
- 31日(土) 網走市空き家相談会 8：50～17：30 於：エコセンター2000（中島理事）

11月

November

- 4日(水) 補助者申請【藤井誠二事務所：山田絵梨殿】
- 9日(月) } 担当：播間会員
- 10日(火) } 担当：平田会員
- 11日(水) } 北海道財務共催「多重債務電話無料相談」 担当：森田会員
- 12日(木) } 担当：有賀会員
- 13日(金) } 担当：安田会員
- 13日(金) 理事・支部長会議Web会議
- 14日(土) ③業務研修会（釧路生涯学習センターまなぼっと・北見市民会館）
- 16日(月) ③北海道ブロック司法書士協議会理事会Web会議（佐渡会長・森副会長・中川理事）
- 20日(金) 司法書士総合相談センター担当者Web会議（中島理事）
- 24日(火) 家事関係機関との連絡協議会 於：釧路家庭裁判所
（リーガルサポート釧路 酒井支部長）
- 25日(水) 日司連総会改革に関するブロック会別Web会議（佐渡会長）
- 28日(土) ③業務研修会（とちちプラザ）

12月

December

- 1日(火) 家事関係機関との連絡協議会 於：釧路家庭裁判所北見支部
（リーガルサポート釧路 中島理事）

- 5日(土) 会報委員会 於：阿寒湖荘
 18日(金) 成年後見利用促進に向けた意見交換会 於：遠軽町保健福祉総合センター
 (辻 香澄会員)
 28日(月) 事務局仕事納め

1月

January

- 4日(月) 事務局仕事始め
 6日(水) 法務局年始挨拶 (佐渡会長・佐藤副会長・金田副会長)
 7日(木) 補助者申請【須藤和典事務所：重富則子殿】
 8日(金) 連合会役員選挙電子投票事前テスト (佐渡会長・平田代議員・事務局)
 12日(水) 補助者申請【矢筈原浩介事務所：矢筈原和惟殿】
 14日(木) }
 15日(金) } ②会長会 Web参加(佐渡会長) ブロック開業支援フォーラムWT (中川理事)
 19日(火) 理事会Web会議
 20日(水) 司法書士法施行規則第41条の2の規定による調査 (釧路地方法務局北見支局)
 (近江会員・田尾会員・須藤会員・森会員・森谷会員・池田会員・忠村会員)
 25日(月) ④北海道ブロック司法書士協議会理事会Web会議 (佐渡会長・森副会長・中川理事)
 26日(火) 登録委員会 (申請書類確認) 於：事務局 (金田副会長・志築理事)
 29日(金) 補助者申請【長谷川 博一事務所：木嶋久美子殿】

2月

February

- 2日(火) 裁判所委員会 於：釧路地方裁判所 (菅原理事)
 10日(水) 網走市市民後見人連絡会議 於：網走市福祉センター (中島理事)
 17日(水) 成年後見利用促進に向けた意見交換会 於：遠軽町保健福祉総合センター
 (辻 香澄会員)
 24日(水) 日司連第85回臨時総会 於：東京ドームホテル



編集後記

「SDGs」(エスディーゼズ)という言葉が最近よく見聞きするようになりまして。SDGsは2015年に国連総会で定めた「17の持続可能な開発目標」であり、政府だけではなく民間も含めて取り組むべきものであると言われております。

17の目標の内、司法書士業務に関連するものもあります。

例 えば「1. 貧困をなくそう」「11. 住み続けられるまちづくりを」「16. 平和と公正をすべての人に」はそれぞれ債務整理業務、不動産登記業務、裁判業務などとリンクしていますね。

私たちは既に業務を通じてSDGsを実践しているんだなと考えた次第です。

釧路司法書士会も持続できる目標をもって進むためにも何らかの変化が必要なかと思えます。今後もより多くの方々にPRできる広報へと進化したいと思いますので、引き続きご協力の程よろしく願いいたします

北網支部 横山 太郎